
重要事項等説明書

[制定年月日：2009年4月1日]

通所リハビリテーション・介護予防通所リハビリテーション

医療法人社団 青優会 南小樽病院

通所リハビリテーション すまいる

目次

1. 事業者	2
2. 事業所の概要	2
3. 職員の配置状況	3
4. 事業所が提供するサービスと利用料金	4
5. 苦情の受け付けについて	7
6. 事故発生時の対応について	8
7. 緊急時の対応方法	8
8. 秘密の保持について	8
9. 個人情報の取り扱いについて	8
附則	9

医療法人社団 青優会 南小樽病院 通所リハビリテーション及び介護予防通所リハビリテーション「すまいる」は、介護保険の指定を受けています。指定番号は、北海道知事指定 第0112014816号です。

1. 事業者

名称	医療法人社団 青優会 南小樽病院
所在地	北海道小樽市潮見台1丁目5番3号
電話番号	0134-21-2333
代表者氏名	理事長 大川博樹
設立年月日	平成21年4月1日

2. 事業所の概要

事業所の種類	指定通所リハビリテーション及び指定介護予防通所リハビリテーション 指定月日：平成21年4月1日 指定番号：第0112014816号 (当事業所は医療法人社団青優会南小樽病院に併設されています。)
事業所の目的	指定通所リハビリテーション（指定介護予防通所リハビリテーション）は、介護保険法に従い、利用者が在宅療養を出来る限り続けられることを目的とした通所リハビリテーション及び介護予防通所リハビリテーションを提供します。
事業所の名称	医療法人社団 青優会 南小樽病院 通所リハビリテーション すまいる

事業所の所在地	小樽市潮見台1丁目5番3号
電話番号	0134-21-2333
管理者氏名	理事長 大川博樹
当事業所の運営方針	ご利用者様の心身の特性を踏まえて全体的な日常生活動作の維持、回復を図るとともに生活の質の確保を重視した在宅生活が維持できるようにサービスを提供します。
開設年月日	平成21年4月1日
通常の事業の実施地域	実施地域は別紙の範囲とします。
営業日及び営業時間	<p>営業日：月曜日～金曜日</p> <p>営業時間：8:00～16:45</p> <p>サービス提供時間：9:15～15:45</p> <p>(休み：土日、祝祭日及び事業所の定めた日)</p> <p>※ 事業所が定めた日とは、下記を示します。</p> <p>お盆休み：8月13日から16までの間で2日間</p> <p>年末年始：12月29日～1月3日</p>
利用定員	40人（介護予防利用者を含む）

3. 職員の配置状況

当事業所では、ご利用者様に対して指定通所リハビリテーションを提供する職員として、以下の職員を配置しています。

職種	人数	勤務形態
医師	0.1名	常勤兼務（1名）

職種	人数	勤務形態
看護職員	0.3名	非常勤（1名）
介護職員	7.7名	常勤（6名） 非常勤（3名）
理学療法士	4.1名	常勤（3名） 常勤兼務（1名） 非常勤（1名）
作業療法士	2名	常勤（2名）
言語聴覚士	1.6名	常勤兼務（1名） 非常勤（1名）
管理栄養士	0.1名	常勤兼務（1名）
事務職員	1名	常勤兼務

〈主な勤務体制〉

職種	勤務時間
介護職員	サービス提供時間 9：15～15：45
理学療法士又は言語聴覚士	サービス提供時間 9：15～15：45

4. 事業所が提供するサービスと利用料金

当事業所では、ご利用者様に対して以下のサービスを提供します。

- (1) 介護保険の給付の対象となるサービス（利用の大部分（通常9割）が介護保険から給付されます。）

サービス	概 要
日常生活上の援助	
健康チェック	ご利用者様の健康管理として、体温測定・脈拍測定・血圧測定を行っております。
入浴	入浴を行いなす。歩行困難な方は、シャワーチェアを使用して入浴が出来ます。
排泄	ご利用者様の排泄の介助を行います。
送迎	ご利用者様のご自宅まで、お送りお迎えいたします。
短期集中リハビリテーション	短期集中リハビリテーションをご希望の方は、お申し出ください。
体操・レクリエーション	集団体操・レクリエーションなどを行っております。
予防体操・予防プログラム	介護予防の方が対象です。
相談	健康・介護の相談を受けております。

*事業者は、ご利用者様の日常生活全般の状況および希望を踏まえ、「居宅サービス計画（介護予防サービス計画）」に沿って「リハビリテーション実施計画書（介護予防サービス計画書）」を作成します。また、ご利用者様及びご家族に説明致します。

(2) 介護保険の給付対象とならないサービス

サービス	概 要
食 費	栄養士の立てる献立表により、栄養並びにご利用者様の身体の状況及び嗜好を考慮した食事を提供します。（食事時間 午後12:00～午後13:00）食費として1回800円をご負担いただきます。

サービス	概 要
その他の利用料	1日につきお茶代20円・娯楽費30円・タオル使用料100円・日用雑貨使用料50円の合計200円を利用料としてご負担していただきます。

※経済状況の著しい変化や、その他止むを得ない事由がある場合、相当な額に変更する

事があります。その場合、変更の内容・事由について、ご利用者様及びご家族にご説明致します。

※施設で、使用するその他利用料はご利用頂く場合にお支払いいただきます。

(3) 通所リハビリテーションのサービス利用料金

※サービス利用料金については別表参照

(4) 介護予防通所リハビリテーションのサービス利用料金

※サービス利用料金については別表参照

(5) 利用料金のお支払い方法

利用料金は月末に締め、請求書を発行いたします。お支払いは振込みにてお願い致します。なお、振込みが困難の場合は、窓口での支払いもお受けいたします。

(6) 利用の中止、変更、追加

利用予定日の前に、ご利用者様の都合により指定通所リハビリテーション及び指定介護予防リハビリテーションを中止する場合は、利用予定日の当日、午前8時までに連絡してください。またサービス内容及び、新たなサービスの利用を追加する場合は、事前に事業所まで申し出て下さい。

※利用予定日の当日、午前8時までに申し出がない場合、キャンセル料をお支払い頂きます。（キャンセル料として、800円かかります）

※サービス利用の変更・追加の申し出に対して、事業所の稼動状況により希望する日時にサービスの提供が出来ない場合、隨時、他の利用可能日時をご提案させて頂きます。

5. 苦情の受け付けについて

(1) 当事業所における苦情の受付

当事業所における苦情やご相談は通所事務窓口で受け付けます。

窓 口	連絡先
担当窓口電話	0134-21-4553
担当者	科長 前田 峻志（理学療法士）
受付時間	月曜日～金曜日 8：00～16：45

(2) 行政機関その他苦情受付時間

行政機関	受付時間等
小樽市福祉部 介護保険課・相談窓口	小樽市花園2丁目12番1号 0134-32-4111（内線452・455） 9:00～17:00(平日のみ)
北海道社会福祉協議会 (北海道福祉サービス運営適正化委員会)	札幌市中央区北2条西7丁目 道立社会福祉総合センター（かでる・27） 011-204-6310 9:00～17:00(平日のみ)
国民健康保険団体連合会	札幌市中央区南2条西14丁目 011-231-5161 9:00～17:00(平日のみ)

6. 事故発生時の対応について

- (1) 当事者は、指定通所リハビリテーション及び指定介護予防通所リハビリテーションの提供により事故が発生した場合には市町村、利用者様のご家族、関係居宅介護支援事業者等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じます。
- (2) 当事者は、指定通所リハビリテーション及び指定介護予防通所リハビリテーションの提供に当ってご利用者様の生命、身体財産に障害を与えた場合には、その損害を賠償いたします。ただし、当事業者の故意又は過失によらないときは、この限りではありません。

7. 緊急時の対応方法

ご利用者様の主治医又は事業者の協力医療機関への連絡を行い、医師の指示に従います。また、ご登録頂いている緊急連絡先に連絡致します。

8. 秘密の保持について

当施設とその職員は、業務上知り得たご利用者様又はその家族に関する秘密を正当な理由なく第三者に漏らしません。ただし、下記についての情報提供については、ご利用者様及びご家族から、予め同意を頂いた上で行う事とします。

- (1) 指定通所リハビリテーションサービス及び指定介護予防通所リハビリテーションサービス利用の為の市町村、居宅介護支援事業者、地域包括支援センター、その他のサービス担当者会議など介護保険事業者等への情報提供。
- (2) 指定通所リハビリテーションサービス及び介護予防通所リハビリテーションサービスの質の向上のための学会、研究会等での事例研究発表等。

※なお、上記に掲げる事項は利用終了後も同様の取扱とします。

9. 個人情報の取り扱いについて

個人情報保護規定に従って個人情報を保護いたします。

附則

1. この指針は、2009年4月1日より施行する。
2. この指針の改定年月日は、次のとおりとする。

No.	改定日	改定内容
1	2009/4/1	新規作成
2	(省略)	
3	2021/4/15	改定
4	2024/11/7	雑費説明文追加
5	2025/6/1	営業時間、サービス提供時間の変更
6		
7		
8		